## 大阪府立桜塚高等学校全日制の課程 Web管理・運用に関する指針

平成24年4月1日施行 令和2年7月16日改定

- 第1条 この指針は大阪府立桜塚高等学校全日制の課程のホームページ、および、ブログ(以下 Web と称する)の管理及び運営に関する留意点を定めたものである。
- 第2条 基本的には「大阪府個人情報保護条例」および「大阪府学校情報ネットワーク の利用に関する要綱」に準拠する。
- 第3条 すべての情報発信は、学校長の責任の下で行う。学校長は、生徒、教職員、保護者、卒業生、中学生とその保護者、地域住民、学校・教育関係者はじめ市民(以下、市民等)への広報を中心に推進するプロジェクトチーム(以下、広報 PT)を置き、学校長から権限を与えられた広報 PT の教職員が、この指針に反した内容がないことを確認して掲載および更新を行う。ただし、部活動ブログについては生徒が作成を行うことができることとするが、記事の更新は部活動顧問が行う。
- 第4条 市民等に向けての情報発信を通じて、本校の活性化と教育活動の推進・充実に 資するために利用する。掲載内容は学校名、校長氏名及び写真、教育目標、沿革、所 在地、電話番号、電子メールアドレス、施設設備、教育課程、主な学校行事、学習活 動、部活動、進路先、特色ある取り組み、その他発信が必要な情報とする。
- 第5条 Web に掲載する生徒の個人情報を、原則的には以下の範囲とする。 (氏名・学年・クラス・所属クラブ・その他の学校内外の課外活動・芸術等の選択クラス・出身中学校名および画像)
- 第6条 生徒の個人情報掲載には生徒・保護者の同意を必要とする。これについては掲載目的、範囲を明記した文書を配布して、一括して本人・保護者の承諾を得る。ただし、氏名と画像の同時掲載(顔写真により人物名が特定できる。)を行う場合については、本文の承諾とは別に生徒・保護者の同意を必要とする。
- 第7条 教職員の個人情報の掲載については、本人の同意を必要とする。
- 第8条 生徒の学習成果(コンピュータソフトウェア、文芸、音楽、美術工芸、書道その他の作品、課題研究レポート、論文等)については、学習活動の様子を伝える画像、作者の氏名、成果物及びその説明、解説に限定して掲載する。部活動、課外活動とその競技及び各種コンクール等については、様子を伝える画像、参加者(入賞者)氏名、参加(入賞)記録とその説明、解説に限定して掲載する。
- 第9条 研修等で招聘した講師等、行事に参加した外部人材に関しては、本人の承諾を得た上で、氏名、職名等および活動内容その他の掲載を行う。
- 第10条 リンクは本校の教育活動に関連する機関のみとし、必ず相手方の了解を得る。掲載された情報の著作権はすべて大阪府立桜塚高校に属する。転載の申し出があった場合は、別途判断し許可することができる。

- 第11条 Web の技術的管理を、所定の手続を経た上で学校長は特定の業者に委託することができる。その場合、委託された業者は必要な範囲内で情報にアクセスできる。
- 第12条 掲載内容は、知的所有権の保護に配慮した情報に限定する。
- 第13条 虚偽の内容、特定もしくは不特定の人物の人権を侵害する内容の掲載を禁じる。
- 第14条 この指針は令和2年7月16日より実施する。